様式第6号(第7条関係)

組合資金貸付金借用証書

金　　　　　　　　　　円也

上記金額は、都留市土地区画整理組合資金貸付規則第2条第1項第1号及び第2号の規定による土地区画整理事業に要する資金として確かに借用しました。つきましては、同規則並びに下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条　借用金は、　　年　　月　　日まで据え置き、以後次のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

|  |  |
| --- | --- |
| 割賦金額 | 償還期日 |
| 　　　　金　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 　　　　金　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |

第2条　土地区画整理事業(以下「事業」という。)に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴市の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条　借用金の償還に当たっては、貴市の指定する方法で行います。

第4条　借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により貴市が指定する日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額につき年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条　特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条の規定にかかわらず、貴市に対して組合等資金貸付金を繰上償還します。

第6条　貴市において、次の各号のいずれかに該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

　(1)　借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は　　年　　月　　日までに借用の目的に使用しないとき。

　(2)　借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

　(3)　第8条、第9条、第10条又は第11条第2項の定めに反したとき。

2　貴市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条　次の各号のいずれかに掲げる場合には、ただちに貴市に報告し、その指示に従います。

　(1)　事業を中止し、又は廃止しようとする場合

　(2)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

　(3)　事業計画の変更(軽微な変更を除く。)を行う必要が生じた場合

第8条　毎年度末の土地区画整理組合等資金貸付金事業実績報告書を翌年度の5月20日までに貴市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に土地区画整理組合等資金貸付金事業実績報告書を貴市に提出します。

第9条　債務者は、貴市に担保物件を提供し、保証人の設定を行います。保証人は債務者と連帯して一切の債務を保証します。

2　債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第10条　貴市においては、債務の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第11条　保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合、速やかに貴市に保証人変更申請書を提出します。

2　貴市において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第12条　本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第9条第1項の担保物件に係る貴市の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

　　　　　　　年　　月　　日

　都留市長　　　　様

所在地

債務者　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人　　　　　　　　印